

目 次

教育委員会規則

- 北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 3
- 平成31年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査実施要領について…………… 3
- 教育職員免許状の失効について……………12

公布された教育委員会規則のあらまし

- ◆北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）
 - 1 趣旨
北海道公立学校教員採用選考検査の結果の判定方法を改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。
 - 2 内容
2段階に分けて行うこととしている検査結果の判定について、特別に行う採用選考検査の場合は、これによらないことができることとした（第6条関係）。
 - 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成30年 5月30日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第7号

北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則
北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則（昭和33年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、特別に行う採用選考検査の場合は、この限りでない。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第25号

平成31年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査を次の要領により行う。

平成30年 5月30日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

平成31年度北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成31年度北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検資格

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は、受

検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (2) 北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において、北海道教育委員会が任用する期限付教員又は臨時的任用教員（産休代替教員及び育児休業代替教員をいう。以下同じ）として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までに24月以上（1日でも勤務した月は1月とみなす。）の勤務実績がある者で、かつ、平成30年4月1日以降、平成30年6月29日までに北海道教育委員会が任用する期限付教員又は臨時的任用教員として勤務実績がある者

- (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を持たすことが必要です。

要件		生年月日	所有教育職員免許状 (平成31年3月31日までの取得見込みを含む。)
小学校教諭			小学校教諭の普通免許状
中学校教諭			受検教科の中学校教諭の普通免許状
高等学校教諭			受検教科の高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	小学部	昭和34年4月2日以降に生まれた者	小学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状
	中学部		受検教科の中学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状
	高等部		受検教科の高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状
	自立活動（肢体不自由）		特別支援学校（養護学校）自立活動教諭1種免許状（肢体不自由教育）
養護教諭			養護教諭の普通免許状
栄養教諭			栄養教諭の普通免許状

(注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。

3 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障害種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。

(1) 「特別支援学校（盲学校）教諭の普通免許状」とは、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

(2) 「特別支援学校（聾学校）教諭の普通免許状」とは、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

(3) 「特別支援学校（養護学校）教諭の普通免許状」とは、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

- (4) 「平成31年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」（以下「本選考」という。）に出願した者も、この検査に併せて出願することができます。ただし、本選考の採用希望区分で「北海道」を選択したものに限りま。

- (5) この検査と本選考を併願している者が本選考において採用候補者名簿に登録されたときは、以後この検査を受検する資格を失います。

3 受検区分

区 分	教 科 (科 目)
小学校教諭	
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・

高等学校教諭		政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、保健体育、家庭、農業(生産・環境)、工業(機械・電気(電子を含む。))・建築・土木)、商業、英語、看護、水産
特別支援学校教諭	小学部	
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、美術、保健体育、家庭、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、英語
	自立活動 (肢体不自由)	
養護教諭		
栄養教諭		

(注) 1 所有教育職員免許状は、平成31年3月31日までの取得見込みを含みます。

2 受検は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。

3 小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(願書の「希望事項」欄にその旨を記載してください。)

4 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

5 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

4 登録予定数

受検区分ごとに、本年度の総登録予定数の5～10%程度(その数が1に満たないときは、1)とします。

5 検査の方法及び内容

区 分		内 容		
適性検査		質問紙法による性格検査を行う。		
指導案の作成検査		受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭並びに栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。		
面接 検査	個別面接Ⅰ	一般面接		
	個別面接Ⅱ	教員としての使命感や倫理観等をみる。		
実技 検査	小学校 特別支援学校 (小学部)	リスニング検査	小学校外国語活動に係る英語のコミュニケーション能力等をみる。	
		音楽	ピアノ演奏 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。	
		体育	水泳(25m-泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳ぎのうち1種類)	
	保健体育 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	水泳(50m-泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボール-直上トス、バスケットボール-ドリブルシュート)、武道(柔道、剣道-基本動作や基本となる技等)		
	音楽 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	ピアノ演奏	中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。	
		視唱	16小節程度の旋律を初見視唱する。	

英語 (中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答える。
----------------------------------	------------------------------

(注) 保健体育(中・高・特)の実技検査の武道については、柔道か剣道のどちらかを選択してください。

【資格等による免除措置】

次の区分・教科を受検する者で、それぞれ「資格等の内容」欄に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により「免除となる検査」欄に掲げる検査の免除の措置を受けることができます(8「出願の手続」(1)「出願書類」欄参照のこと。)

区分・教科	資格等の内容	免除となる検査
小学校及び特別支援学校小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状(中学校・高等学校の英語) ・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級の合格者 ・TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT 550点(iBTの場合は80点)以上取得者(平成28年6月25日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) ・TOEIC(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)730点以上取得者(平成28年6月25日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。) 	実技検査のリスニング検査
中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)の英語	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級の合格者 ・TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT 580点(iBTの場合は92点)以上取得者(平成28年6月25日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) ・TOEIC(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)860点以上取得者(平成28年6月25日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。) 	実技検査

【実技検査結果による免除措置】

次の区分・教科を受検する者で、「免除の要件」欄に掲げる要件に該当するものについては、申請により実技検査を免除します。ただし、この検査と本選考を併願するものは除きます。

免除を申請するときは、願書の「実技検査の免除の申請」欄に記入してください。

区分・教科	免除の要件	免除となる検査
小学校及び特別支援学校小学部 保健体育 (中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)) 音楽 (中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)) 英語	直近の過去3年間(平成27年度から平成29年度まで)に実施した北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査において採用希望区分を「北海道」として、この検査の出願と同一の受検区分、受検教科(科目)で受検しており、その実技検査の判定結果が一定水準以上であること。	実技検査

(中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部))		
-----------------------------	--	--

6 検査期日及び日程

(1) 実技検査

ア 平成30年8月3日(金)

9:00 ~	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
--------	--------------------	----------------

イ 平成30年8月4日(土)

9:00 ~	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
11:15 ~ 11:30	リスニング検査	小学校及び特別支援学校(小学部) の受検者のみ

ウ 平成30年8月5日(日)

9:00 ~	リスニング検査以外の 実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
--------	--------------------	----------------

(注) この検査と本選考を同一の受検区分で併願している者については、本選考の実技検査での判定結果をこの検査の実技検査での判定結果として扱いますので、別途受検する必要はありません。

(2) 実技検査以外の検査

ア 平成30年11月23日(金・休日)

8:20 ~ 8:40	受付(入室)	受検者ごとに別に指定する日時
8:40 ~ 9:00	検査上の注意・連絡	
9:00 ~ 10:00	指導案の作成検査	
10:20 ~ 10:50	適性検査	
13:00 ~ 17:00	面接検査(個別面接Ⅰ ・個別面接Ⅱ)	

(注) この検査と本選考を併願している者については、本選考の適性検査での判定結果をこの検査の適性検査での判定結果として扱いますので、別途受検する必要はありません。

イ 平成30年11月24日(土)

8:00 ~ 17:00	面接検査(個別面接Ⅰ ・個別面接Ⅱ)	受検者ごとに別に指定する日時
--------------	-----------------------	----------------

(3) 遅刻・欠席の取扱い

ア 各検査において遅刻した場合は、受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

(4) その他

指定日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

7 検査会場

(1) 実技検査の会場

受 検 区 分	検 査 会 場 及 び 住 所
小学校	北海道函館商業高等学校 函館市昭和1丁目17-1 (JR五稜郭駅1.6km)
	北海道旭川東高等学校 旭川市6条通11丁目左 (JR旭川駅1.5km)
中学校 音楽	北海道釧路江南高等学校 釧路市光陽町24-17 (JR釧路駅6.2km)
中学校 英語 高等学校 音楽 特別支援学校(小学部) 特別支援学校(中学部) 音楽、英語	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)

特別支援学校 (高等部) 音楽	
中学校 保健体育 高等学校 保健体育、英語 特別支援学校 (中学部) 保健体育 特別支援学校 (高等部) 保健体育、英語	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)

(2) 適性検査、指導案の作成検査及び面接検査の会場

北海道札幌東商業高等学校

札幌市厚別区厚別中央3条5丁目6-10 (JR新札幌駅0.6km)

8 出願の手続

(1) 出願書類

提出部数は1部です。

「願書」及び「自己推薦書」の書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。また、北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

対象者	出願書類	注意事項
志願者全員	願書	・北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。
	自己推薦書	・北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。
	受検票等通知用封筒	・定型内封筒 (長形3号) を使用してください。 ・宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を記入の上、92円切手を貼り提出してください。
	実技検査以外の検査日程連絡用封筒	・定型内封筒 (長形3号) を使用してください。 ・宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を記入の上、92円切手を貼り提出してください。
上記以外の添付書類	小学校及び特別支援学校 (小学部)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスニング検査の免除措置を希望する者は、資格等を確認するため、教育職員免許状授与証明書 (免許状の写しは不可) 若しくは取得見込証明書又は当該実施団体の発行する資格証明書 (開封無効) 若しくは資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。 ・なお、写しを提出した者は、面接検査当日に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。
	中学校、高等学校及び特別支援学校 (中学部・高等部) の英語	<ul style="list-style-type: none"> ・実技検査の免除措置を希望する者は、資格等を確認するため、当該実施団体の発行する資格証明書 (開封無効) 又は資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。 ・なお、写しを提出した者は、面接検査当日に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成30年6月15日(金)から6月29日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送する場合	平成30年6月15日(金)から6月29日(金)までの消印のものが有効	「簡易書留」扱いとしてください。

(注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や提出出願書類に不備があるものは受け付けません。また、受理した書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 郵送する場合にあつては、メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

TEL 011-204-5726

(4) 受検票の交付等

ア 受検票及び実技検査の日程通知は、平成30年7月25日(水)までに到着するよう交付します。

なお、受検票は、実技検査免除の確認結果通知を兼ねます。

イ 実技検査以外の検査日程等については、平成30年11月2日(金)までに到着するよう送付します。

ウ 上記ア又はイの期日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

身体に障がいがある方については、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書の提出先に連絡してください。

9 当日の携行品及び留意事項

受検区分		持参するもの
実技検査	受検者全員	特別選考検査受検票、筆記用具、上履き、靴袋
	小学校 特別支援学校(小学部) 保健体育(中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	運動着及び運動靴(小学校、特別支援学校(小学部)受検者を除く。)、水泳着、水泳帽(運動着の右胸部、水泳着の右腰部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類(受検番号及び氏名を明記すること。)
	保健体育(中学校・高等学校、特別支援学校(中学部・高等部))	柔道着(武道で柔道を選択した場合。右胸部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、竹刀(武道で剣道を選択した場合)
実技検査以外	受検者全員	特別選考検査受検票、筆記用具(適性検査及び指導案の作成検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋、結果通知用封筒(定型内封筒(長形3号)に必要事項を記入し、92円切手を貼ること。)

(注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。

2 ゴミは、各自で持ち帰ってください。

3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車で

きませんので、公共交通機関（電車、バス等）を利用してください。

- 4 携帯電話等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。
- 5 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

10 選考結果の通知

- (1) 特別選考の採用候補者名簿に登録する者については、平成30年12月28日（金）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科（科目）ごとに受検番号を掲載します。

なお、結果通知については、同日に採用候補者名簿に登録する者としいない者に区分して本人へ発送します。

- (2) 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。
- (3) 出願後、採用候補者名簿に登録までの間に資格要件を欠いていることが判明した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

11 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録に当たっては、各検査評価及び北海道学校職員人事評価制度による平成30年4月から9月までの期間に係る業績評価に基づき、総合的に判定します。

なお、受検者が勤務先の校長及び市町村教育委員会に業績評価の提出を求める必要はありません。

イ 高等学校の一部の教科（科目）及び特別支援学校の中学部・高等部についての登録区分は、3の受検区分にかかわらず次のとおりとします。

受検区分		受検教科（科目）	登録区分
高等学校教諭		地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)	地理歴史公民
		理科(物理・化学・生物・地学)	理科
		農業(生産・環境)	農業
		工業(機械・電気(電子を含む。))・建築・土木)	工業
特別支援学校教諭	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中学部
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、美術、保健体育、家庭、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、英語	高等部

ウ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(ア) 「登録A」は、平成31年4月1日で採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、平成31年4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※ 年度中途に欠員が生じた場合など、平成31年3月31日以前の採用もあります。

エ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成32年4月1日です。

(2) 採用の方法

ア 採用は、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。

イ 学校種類ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、北海道が指示する健康診断を受診することが必要となります。

エ 教育職員免許状所有者で、教員免許更新制の実施に伴う修了確認期限が平成31年3月31日までとされている者は、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。

オ 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

(ア) 平成31年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

12 その他

- (1) 出願後に改姓した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

- (2) 出願書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
 (3) この教員採用候補者特別選考検査に関する問合せ先は次のとおりです。

〒060-8544
 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
 北海道教育庁総務政策局教職員課
 TEL 011-204-5726

13 志願者数等について (参考)

平成28～30年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の志願者数と登録者数の状況 (北海道分)
 (特別選考対象者を含む)

区 分	平成28年度				平成29年度				平成30年度				
	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率	
小 学 校	1,189 (51)	778 (48)	269 (15)	4.4 (3.9)	1,056 (36)	851 (35)	341 (15)	3.1 (2.4)	956 (40)	859 (35)	388 (15)	2.5 (2.7)	
中 学 校	国 語	160	62	24	6.7	144	53	18	8.0	118	52	22	5.4
	社 会	235	54	21	11.2	203	60	20	10.2	197	50	21	9.4
	数 学	150	66	23	6.5	134	65	20	6.7	164	49	25	6.6
	理 科	127	53	24	5.3	119	37	17	7.0	100	41	18	5.6
	英 語	184	81	28	6.6	178	79	25	7.1	165	80	30	5.5
	音 楽	90	40	13	6.9	46	32	15	3.1	78	44	19	4.1
	美 術	45	37	12	3.8	46	22	11	4.2	42	26	9	4.7
	保健体育	298	85	27	11.0	255	64	27	9.4	208	76	25	8.3
	技 術	18	9	5	3.6	15	9	6	2.5	9	9	6	1.5
	家 庭	24	10	5	4.8	22	15	4	5.5	29	21	10	2.9
小 計	1,331 -	497 -	182 -	7.3 -	1,205 -	436 -	163 -	7.4 -	1,110 (23)	448 (19)	185 (8)	6.0 (2.9)	
高 等 学 校	国 語	116	69	23	5.0	126	100	31	4.1	107	66	34	3.1
	地理歴史	105	69	21	9.7	110	57	28	8.0	100	47	31	6.8
	公 民	99	17			115	52			111	41		
	数 学	151	101	34	4.4	153	60	22	7.0	135	85	33	4.1
	理 科	142	76	25	5.7	147	85	24	6.1	160	82	34	4.7
	英 語	149	100	34	4.4	136	68	25	5.4	140	92	40	3.5
	音 楽	70	23	7	10.0	60	19	6	10.0	60	25	6	10.0
	保健体育	162	53	19	8.5	192	64	21	9.1	220	57	20	11.0
	家 庭	54	35	11	4.9	54	29	4	13.5	38	27	9	4.2
	農 業	51	31	13	3.9	49	32	10	4.9	45	37	16	2.8
	工 業	32	21	10	3.2	25	21	13	1.9	16	14	6	2.7
	商 業	66	16	4	16.5	60	31	14	4.3	58	48	27	2.1
	看 護	2	2	0	0	11	10	9	1.2	3	3	1	3.0
水 産	5	4	2	2.5	-	-	-	-	5	5	4	1.3	
小 計	1,204	617	203	5.9	1,224	618	207	6.0	1,198	629	261	4.6	
特 別 支 援 学 校	小学部	238	189	80	3.0	239	155	47	5.1	183	142	54	3.4
	中・高部	340	228	107	3.2	340	303	132	2.6	291	213	104	2.8
	小 計	578	417	187	3.1	579	458	179	3.2	474	355	154	3.1
	自立活動	3	3	1	3.0	2	1	1	2.0	4	4	3	1.3
計	581	420	188	3.1	581	459	180	3.2	476	357	155	3.1	
養 護 教 諭	132	129	98	1.3	200	188	97	2.1	217	206	104	2.1	
栄 養 教 諭	116	27	9	12.9	128	66	26	4.9	112	47	17	6.6	
合 計	4,115	2,280	949	4.3	3,965	2,434	1,014	4.0	3,721	2,364	1,122	3.0	

※ 小学校及び中学校の () 内は地域枠内数

※ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の「志願者」及び「1次合格者」については、併願者を第1希望区分及び第2希望区分それぞれに重複計上。なお、「合計」は実人員。

※ 高等学校と特別支援学校の自立活動は、北海道と札幌市が共同で登録しているため、札幌市の登録者分を含みます。

北海道教育委員会告示第26号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

平成30年5月30日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏名	若林幹浩	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科等）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平10中1第1036号	平成11年3月31日	北海道教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平10高1第1583号			
特別支援学校教諭2種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	平26特支2第476号	平成27年3月25日		
失効の年月日	平成30年2月23日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第1号該当			
氏名	志村優樹	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平19小一種第0344号	平成20年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭2種免許状 （美術）	平19中二種第0129号			
中学校教諭1種免許状 （保健体育）	平19中一種第0572号			
失効の年月日	平成30年3月29日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			